

企業・民間団体、個人の皆様へ

顔が見える  
支援

法人税・所得税  
での特典あり

# 留 学 生 育 英 奨 学 金

## (冠奨学金)のご案内

寄付者の社会貢献をアピールできる



特定公益増進法人



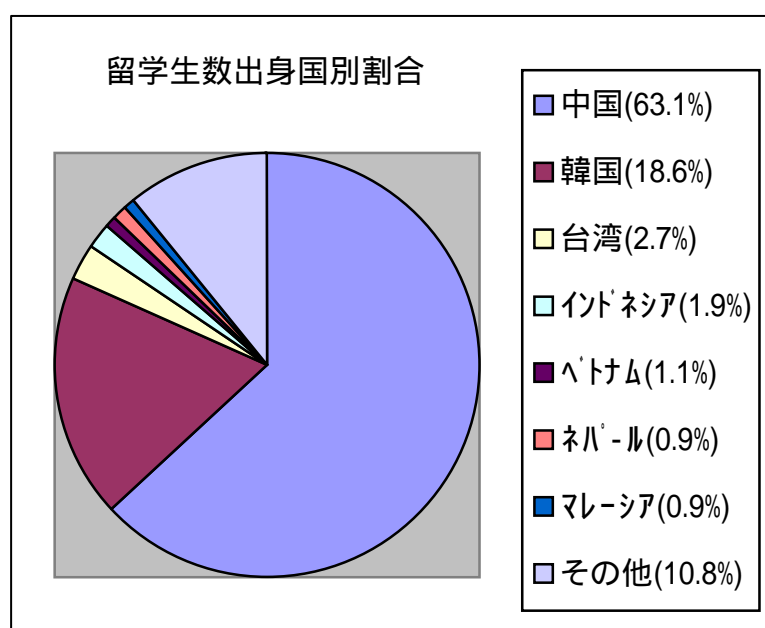
財団法人 **福岡国際交流協会**

FUKUOKA INTERNATIONAL ASSOCIATION

## 募集の趣旨

福岡地域には現在、約3,800名の留学生在勉学に励んでいますが、そのうち約9割がアジアからの留学生です。また約3分の2は奨学金を受けておらず、出身国や地域との経済格差の大きい日本での生活は大変厳しい状況にあります。

当協会では、これらの留学生を支援するため、「留学生育英奨学金」(通称:冠奨学金)制度を平成12年4月に発足いたしました。



福岡都市圏の留学生総数

84ヶ国 3,807名

(平成21年5月1日現在)

## 奨学金のあらまし

1 支給対象者 福岡都市圏の大学・大学院・短期大学に在籍する留学生

2 奨学金額(目安)

大学院生 年額 500,000円以上、学部生ほか 年額 300,000円以上

3 寄付者様にいただくこと

- ・奨学金の名称、支給人数、支給条件などの決定
- ・選考委員会への参加(ご希望の場合のみ)
- ・寄付者様のご裁量によるその他の支援

#### 4 税制上の優遇措置について

特定公益増進法人に認定されている当協会への寄付金は、税法上、一般寄付金に比して優遇された取り扱いとなります。

税目	法人税	所得税	市・県民税（個人）
内容	「一般の寄付金」の損金算入限度額と同額まで、 <u>別枠での損金算入</u> が認められます。	「寄付金控除」として、 <u>総所得金額、退職所得金額等から控除</u> できます。	「寄付金控除」として、 <u>市・県民税額から控除</u> できます。
根拠	法人税法第37条第4項	所得税法第78条第2項第3号	福岡県税条例第20条5の3 福岡市税条例第21条第1項

詳細につきましては、当協会までお問い合わせください。

#### 5 その他 募集・選考・支給にかかわる事務の一切は当協会が行います。

### 留学生育英奨学金創設におけるメリット

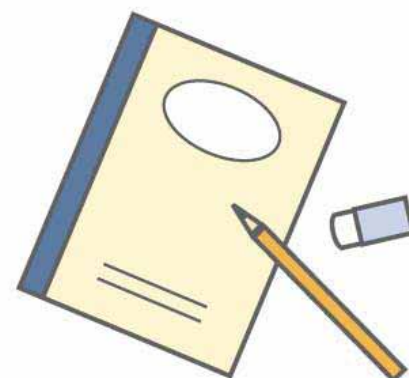
- 1 顔の見える社会貢献を社内外へアピールできます。
- 2 寄付金について、税法上の優遇措置が受けられます。



### 奨学生の活用について

奨学生には寄付者との交流を義務づけています。寄付者の皆様には、次のような活用が考えられます。

社内・業界内における国際交流
会社・団体等のビジネス場面での活用
奨学生を通じた留学生社会との交流の広がり
卒業・帰国後のネットワークづくり



## 留学生育英奨学金一覧

(平成22年4月現在)

	奨学金創設団体 / 個人(敬称略)	奨 学 金 名 称
1	匿名個人	女子留学生育英奨学金
2	匿名団体	匿名奨学金
3	株式会社福岡銀行 株式会社西日本シティ銀行 九州電力株式会社 西部ガス株式会社 西日本鉄道株式会社 九州旅客鉄道株式会社	留学生民間大使育英奨学金
4	株式会社九電工	九電工留学生育英奨学金
5	九州三建サービス株式会社	九州三建サービス留学生育英奨学金
6	株式会社 九食	Qちゃん ウィンナー留学生育英奨学金
7	匿名個人	匿名奨学金
8	九州中国クラブ	九州中国クラブ留学生育英奨学金

### (財)福岡国際交流協会について

当協会は、昭和62年に福岡市が民間団体、財界、大学の協力を得て設立された公益法人で、国際交流・国際協力に関する情報提供や各種相談・活動助成、講座等イベントの実施および留学生支援事業等を行っております。



お問い合わせ先

(財)福岡国際交流協会 交流課(担当:梅林・西川)

〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目10番1号 福岡市役所北別館5階

電話:(092)733-5630 FAX:(092)733-5635

Eメール:kokusai03@rainbowfia.or.jp